

# 児童クラブ入所判定表

## 別表1 入所判定基準

令和5年10月1日

類型	細目	点数
1 就労 (自営業含む)	月160時間以上(月20日以上かつ1日8時間以上等)	10
	月140時間以上(月20日以上かつ1日7時間以上等)	9
	月120時間以上(月20日以上かつ1日6時間以上/月15日以上かつ1日8時間以上等)	8
	月112時間以上(月16日以上かつ1日7時間以上等)	7
	月96時間以上(月16日以上かつ1日6時間以上等)	6
	月60時間以上(月12日以上かつ1日5時間以上等)	5
	上記以外	1
求職活動中		1
2 就学・技能取得のため	月120時間以上(月20日以上かつ1日6時間以上等)	8
	月112時間以上(月16日以上かつ1日7時間以上等)	7
	月96時間以上(月16日以上かつ1日6時間以上等)	6
	月60時間以上(月12日以上かつ1日5時間以上等)	5
	上記以外	1
3 妊娠、出産		9

類型	細目	点数	
4 疾病、心身障がい等	入院	10	
	疾病	常時臥床	10
		慢性疾患(寝たきりでないが、通院加療を行い、1か月60時間以上の安静が必要で保育が困難な場合)	8
		慢性疾患(上記以外の状態で寝たきりでないが、安静が必要のため保育が困難な場合)	6
		精神疾患	10
	障がい	身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級	10
		身体障害者手帳3級・4級、療育手帳B1・B2、精神障害者保健福祉手帳2級	8
		上記以外の各種手帳を所持している	6

類型	細目	点数
5 同居の病人の看護等（月60時間以上の介護（食事・排泄・入浴の介護）等が必要になります）	入院中の者の付き添いが常時必要（主治医の診断書により判断）	10
	同居者の自宅看護	5
	身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級もしくは要介護認定3以上の親族の自宅看護等	10
	身体障害者手帳3級・4級、療育手帳B1・B2、精神障害者保健福祉手帳2級もしくは要介護認定1または2の親族の自宅看護等	8
	上記以外の各種手帳を所持しているもしくは要支援1または2の親族の自宅看護等	6

類型	細目	点数
6 災害	災害等の復旧のため保育にあたれない	10
7 その他	教育委員会が保育に欠けると認める場合	教育委員会が定める

別表2 調整指数

就労に対する調整指数	
就労内定（児童クラブ入所次第、就労開始予定）	-2
育児休業中の場合（きょうだい児がおり、年度当初保育所入所で市指定期日までに復帰する場合はこの限りではない（児童クラブ入所審査時点での状況により判断する））	-5
就学・技能取得のための調整指数	
通信大学・通信教育（スクーリング必須）の場合	-2
世帯状況による調整指数	
ひとり親世帯（祖父母（年齢問わず）同居の場合を除く）である／離婚・離婚調停中・死別・未婚等	5
単身赴任	4
年度途中における転居（転校）の為の入所	3
利用状況による調整指数	
前年度長期休暇中のみの利用が認められた場合	-5
入所決定を辞退した・入所を保留した・年度途中で退所し再申請する場合	-2
福祉的状況による調整指数	
教育委員会が緊急性が高いと判断した場合	教育委員会が定める

別表3 必要添付書類の表

	種 別	必要添付書類	備 考
1	就労により保育が困難な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労証明書</li> <li>・自営業については、確定申告の控え等(専従者の確認)のコピー</li> <li>・内職については、仕切書・納品書等(勤務時間の換算確認)のコピー</li> </ul>	<p>確定申告提出の場合は、必ず受付印があるもので、第1表、第2表を提出してください</p>
2	出産により保育が困難な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子手帳等のコピー</li> </ul>	<p>母の氏名及び、分娩予定日の記載のあるもの</p>
3	疾病により保育が困難な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診断書・障害者手帳等のコピー</li> </ul>	
4	看護・介護等により保育が困難な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護・介護を受けている人の診断書・障害者手帳のコピー又は介護を必要とすることを証明できるもの</li> </ul>	<p>介護保険認定書等看護期間の記載があり、病状等がわかること</p>
5	就学により保育が困難な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学状況申告書</li> <li>・在学期間の記載のある在学証明書のコピー</li> <li>・時間割表等のコピー(新入学等の場合は、前年度の通学予定のクラス等の時間割を提出)</li> </ul>	
6	育児休業中により保育が困難な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労証明書</li> </ul>	<p>復職した際には、復職証明書を提出してください。</p>